

議事要旨(1)-1 企業結合専門委員会における検討状況について①

逆瀬副委員長（専門委員長）及び秋葉主席研究員より、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」及び「持分法に関する会計基準（案）」について、従来の会計基準からの改正点を示したいいわゆる新旧対照表案に基づき、専門委員会で検討している文案について説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 親会社の子会社に対する投資は、原則として支配獲得時の時価によるとされているが、段階取得において、関連会社から子会社になった場合は例外であり、支配獲得時の時価での評価はされないという理解でよいかという確認があり、事務局からは、そのような理解であると回答された。
- ・ 段階取得における支配獲得によって、連結財務諸表のみならず、個別財務諸表上も時価評価がなされることとなると、税負担の問題や子会社株式の評価益の計上の問題等が起こるため、論点をより明確に示したうえで慎重に議論すべきという意見があった。これに対して事務局からは、他の法制上の取扱いとの関係の整理は難しいが、論点を示した記載としていく旨の回答があった。
- ・ 株式を段階的に買い増して、関連会社を経て子会社になる場合、もともとの意図をもって段階取得に至るようなケースから、極めて短期間に取得が行われるケースまで、幅広いケースが考えられるが、これらをカバーする規定はあるのかとの質問があった。これに対して事務局からは、企業結合会計基準に事業分離と同様の定め（複数の取引が1つの企業結合を構成している場合にはそれらを一体として取り扱うことになる）を設けることとしているが、複数の取引が1つの企業結合を構成しているかどうかは状況によって異なるため、当初取引時における当事者間の意図や当該取引の目的等を勘案し、実態に応じて判断することとされている旨が説明された。
- ・ 税金等調整後で少数株主損益控除前の当期純利益を開示することは可能かとの質問があり、事務局からは、技術的には可能であり、検討したいとの回答があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。